

特定建設作業一覧

	特定建設作業の種類	備 考
騒音規制法	くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、アースオーガーと併用する作業を除く。
	びょう打機を使用する作業	
	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業。
	空気圧縮機を使用する作業	原動機（電動機以外）を用いるものであつて、定格出力が15kW以上。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリート容量0.45m ³ 以上、アスファルト重量200kg以上。（モルタル製造のためのコンクリートプラントは除く。）
	バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上。（低騒音型建設機械に指定されているものを除く。）※
	トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上。（低騒音型建設機械に指定されているものを除く。）※
	ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kW以上。（低騒音型建設機械に指定されているものを除く。）※
振動規制法	くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
	鉄球を使用して構築物その他の工作物を破壊する作業	
	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業。
	ブレーカーを使用する作業	手持式ものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業。
山形県条例	試すい機又はさく井機を使用する作業	
	路面切断機を使用する作業	
	ディーゼル機関又はガソリン機関を使用する作業	原動機の定格出力が3.7kW以上。騒音規制法で特定建設作業に指定されている作業を除く。

※国土交通省により低騒音型建設機械として指定されている機械は、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの」とされており、届出は不要です。